
プロジェクト **金利指標改革に起因する会計上の論点**

項目 **第 421 回企業会計基準委員会及び第 149 回金融商品専門委員会
会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）及び第 149 回金融商品専門委員会（2019 年 12 月 4 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金利指標改革への対応の基本的な考え方

（第 421 回企業会計基準委員会）

2. 事務局の考え方に異論はないが、会計面での混乱はできる限り最小化する配慮を期待したい。会計面の混乱とは、作成者側に大きな実務的負担が生じることや利用者から見て財務諸表の連続性が途切れてしまうこと等を想定している。一方、救済措置によって生じ得る弊害は、救済措置を設けることによるデリバティブの濫用、利益操作等であると考え。このような弊害が生じないように救済措置の趣旨を今回の取扱いの定めに反映し、混乱の回避を図っていくべきだと考えている。
3. 「特例的な取扱い」という記載が金利スワップの「特例処理」と紛らわしいため、別の表現を検討頂きたい。金利スワップの「特例処理」は会計基準が変わらない限り永続的に認められるものである一方、今回の「特例的な取扱い」は一定期間経過後に無くなるものであり、性質も違うと考える。
4. 利用者の立場から事務局の考え方に異論はない。金利指標改革により経済的な実態が変わってしまうと考えられるが、不可避免的に起こる変化と金利指標改革以外で起こる変化について、どちらに区分されるかの情報に加え、それに伴う影響の程度は利用者にとって重要な情報となる。不可避免な変化と、それに対する企業の対応があり、その影響がどの程度出るのかを知りたい。したがって、開示において、純粋に金利指標の変更に伴うものがどの程度で、それ以外の対応の結果として生じているものがどの程度かということを理解できるようにすることが利用者にとって有用である。また、銀行のアナリスト等、実際に影響を受ける可能性がある関係者の意見も聞いて頂きたい。

個別論点の検討の方向性

(第421回企業会計基準委員会)

5. 基本的に事務局の考え方に賛成であるが、不可避免的に生じる事象は、外部事象のみを指しているのか、それに基づいて企業が行動した結果まで含めているのか、その線引きは非常に難しいと考える。個人的には、外部事象が生じた結果やむをえず行った企業の行動も含めて手当すべきだと現段階では考えている。
6. 「関連のある」という言葉と「不可避である」という言葉を同義で使っているのであれば、企業が関連のある行動をとって指標を置き換えた結果、ヘッジ会計が継続することについて何等かの手当がされるという結論になるので、今回の取扱いの範囲は FASB の公開草案をベースに作成された「金利指標改革に関連のある変更」の例示で十分と考えている。
7. 金利指標改革に関連のない変更と判断された後の会計処理がどうなるのかということについて明らかにして頂きたい。また、意見を聞いている関係者の中では該当事例がなくとも、それ以外の関係者等にはあるかもしれないので、正しい例示なのであれば多いほど良いと考えている。よって、FASB の公開草案から例示は削らずに、逆に加えるような方向で検討しても良いのではないかと考える。
8. 関連性のある変更が不可避免的な事象に基づいて生じたのであれば、ヘッジ会計の適用について手当の期限を設けることと整合しないと考える。救済措置が適用された取引については、取引が終了するまでその適用は継続されるべきと考えている。そのため、結果的にヘッジ対象とヘッジ手段とで、参照金利がずれた場合についても、それが不可避免的に起きた事象と定義するのであれば、必然的に、当該取引が終了するまでは本取扱いを適用し続けるという結論になると考える。
9. 例示の位置づけについて、それ自体がルールなのか、原則に付随する例示に過ぎないのか明らかにして頂きたい。
10. 関連のある変更の例示のうち、例えば更改期間や日数計算の変更に関して、不可避免に変わるケースとそうでないケースが仮にあるとすると、前者のみが対象になると分かるように記載すべきと考える。
11. 予定取引の論点において、ヘッジ対象となり得るかどうかは、予測可能性及び発生可能性についての判断が求められている、とあるが、取引の発生可能性には変化がないため、あくまで発生する取引の条件が変更される点について手当てをすると記載した方が適切である。
12. 参照金利置換前において、事後テストで 80%から 125%の範囲外となった場合も、

ヘッジ会計の継続を認めるという事務局の案には賛成である。参照金利置換後にはヘッジ会計の中止が予想されるようなケースも救済してしまうことがあると考えられるが、どの段階で中止させるかについては判断が難しく、実務上の負担を配慮すると、置換時までは救済するという考え方で良いと考える。また、例えば、LIBORとTIBORでヘッジしているケースについて、まだ両方とも代替金利に置き換わっていないものまで救済するのか、ということも論点になり得るが、金利指標改革による混乱によって一時的に有効性が崩れることもあり得るとすると、これも含めて救済するという考え方で良いと考える。

13. 事後テストを行わないということはリスク管理上あり得ないと認識している。また、事後テストを行った上で、本取扱いの適用によって救済されるものがどの程度あるのかについて、注記情報とすることも考えられる。
14. 金利スワップの特例処理を除いて、参照金利置換後は本取扱いの適用を終了し、原則の適用に戻す以外の対応は考えづらいと考える。
15. 金利スワップの特例処理について、参照金利置換後は原則的な処理に戻ることになれば、金利スワップの時価評価が必要になるため、実務上の負荷が生じ、相当な混乱が予想される。また、財務諸表利用者からすれば、貸借対照表の連続性が問題となるため、連続性を担保するような方策が別途必要になり得る。これらを踏まえると、本取扱いの公表前に特例処理を適用していたものについては、参照金利置換後も特例処理を継続することを検討すべきである。その場合、実務上の負荷に配慮した形で、有効性を簡便的に評価するといったことが別途必要になるかもしれない。
16. 企業に適用の選択を認めるか否かという点について、利益操作の余地がほとんどないのであれば、選択を認めた場合の弊害はあまりないのではないかと考える。

(第149回金融商品専門委員会)

17. 「金利指標改革に関連のある変更又は切替」について、FASBの公開草案の例示では「アウト・オブ・ザ・マネーの金利フロア又はキャップを追加すること」とあるが、日本でも起こり得る取引ではないかという印象を持っている。2016年にマイナス金利が導入された際、債券と金利スワップにフロアの金利を入れた例があり、今回、金利指標改革にあわせて、同様のニーズが出てくる可能性があると考えている。そういった取引のニーズも踏まえて、使い勝手の良い例示を検討頂きたい。
18. 本取扱いの適用範囲の記載について現状の事務局案だと、後継金利が未だ決まっておらず、契約条件の変更や契約の切替の対応を行っていない状態が、本取扱いの対象にならないような記載に見えるので、違和感がある。

19. ヘッジ対象又はヘッジ手段の契約変更に関する論点について、日本基準では国際的な会計基準と異なり、契約条件の変更時の定めがないため、「契約条件の変更」については特段の対応を行わず、「契約の切替」について手当てを行うという結論になると考える。
20. 本取扱い公表後でも、LIBOR の新規取引のニーズは一定程度あると考えている。金融機関として今後 LIBOR を参照する契約を抑制していくことを考えるものの、顧客の中には将来公表されなくなると分かっているにもかかわらず LIBOR で契約したいというニーズも潜在的にはあると聞いている。したがって、事前テストにおける有効性評価に関しても、手当てを検討すべきと考える。
21. 本取扱い公表後、直ちに新規取引で LIBOR が使われなくなるものではないと考える。後継金利についての市場が一定程度成熟しない限り、LIBOR が引き続き使われることは十分あると考える。
22. シンジケート・ローンなど、ヘッジ対象がヘッジ手段を提供する金融機関と異なる業界団体が定める契約のひな型に依って金利指標の置換がなされる商品である場合には、商品性を金融機関がコントロールできない場合もある。金利指標置換後の金利次第ではあるが、事後テストで 80%~125%に入らないケースは当然出てくると考えているため、金利指標置換後の手当ても検討すべきである。
23. 金利指標置換後は、金利スワップの特例処理など最小限の手当てとし、原則的には現行の会計基準に戻すべきと考える。企業の意思に基づくものではない不可避的な変更ということは理解できるが、時間的な制約もある中で、どこまで「特例的な取扱い」を認めるか、という判断が困難であり、ヘッジ対象とヘッジ手段に相関関係のないものまでにヘッジ会計を適用するべきではないと考える。
24. 金利スワップの特例処理については、非常に多く使われているため、混乱を避けるためにも、思い切った対応が必要なのではないか。
25. 包括ヘッジについては、金利スワップの特例処理と同様、手当てが必要と考える。12月のIASBのボード会議の資料では、インデックス毎にサブグループに分けてテストするといったことが記載されているが、実務上運用できるのか疑問であるし、非有効部分が繰り延べられないといった点で日本基準とは異なるものであるため、日本基準については金融機関に与える影響なども鑑み、現行で行われている実務を急激に変えることなく、従来通りの活動ができるような手当てが必要と考える。
26. 個別ヘッジの事後テストで 80%から 125%の範囲外となったものでもヘッジ会計を継続させることとするのであれば、包括ヘッジで上下 10%の範囲外となったものも、ヘッジ会計を継続させることとし、全体として整合した取扱いにすべきであ

る。

27. 本取扱いの適用を任意とした場合でも、現実にはほとんどの企業が適用の選択をするのではないか。金利指標改革を機に、ヘッジを終了させたいと考える企業がいる可能性もあることを踏まえ検討すべきである。
28. 事前テストについても手当てする場合は、新規で発生する取引も対象になるため、適用の範囲については今後の検討内容に応じて、修正していく必要がある。
29. 今回の特例的な取扱いを深掘りすると、現行の会計基準の実質的な見直しに繋がるのではないか。実務対応報告でどこまで踏み込むか、線引きが重要であり、その点は企業会計基準委員会においても議論頂きたい。
30. 金利指標改革の今後の先行きが不透明であるため、あまり詳細に決めてしまわないようにする必要があると考える。短期的な措置だけを考えるのではなく、金利指標置換後も含め、全体を見据えた上での対応が必要と考える。
31. 事後テストで80%~125%の範囲から外れたものについて、経済的なヘッジの観点からデリバティブを追加することを想定した場合の論点への対応として、組合せポジションをヘッジ対象としたヘッジ会計の適用の可否（金融商品会計に関するQ&A48）との関係が記載されている。当該Q&Aは、当初のスワップについて反対取引を行った場合、経済的実質は解約したものと同一であり、ヘッジ会計を中止とするという内容であるが、本取扱いにおける「契約の切替」の方法として、反対取引により満期前に契約を終了させるケースも考えられるので、そのような場合の取扱いも明確にしてほしい。

以 上